

水道料金等収納業務委託公募型プロポーザル方式の募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を行うので、参加を希望する場合は、プロポーザル方式参加申込書に必要書類を添付の上、提出してください。

1 委託業務概要

(1) 委託業務名

水道料金等収納業務委託

(2) 業務執行場所

喜多方市役所水道庁舎に事務所を置き、喜多方市水道事業給水区域全域及び喜多方市給水施設給水区域とする。

(3) 委託業務の概要

- ① 受付業務（電話、来庁者への対応。）
- ② 検針業務（再調査を含む。）
- ③ 検定期限満了水道メーター一斉交換に伴う事務処理等業務（取替作業を除く）
- ④ 調定、調定更正業務
- ⑤ 収納、滞納整理業務
- ⑥ 精算業務
- ⑦ 開栓、閉栓業務
- ⑧ 給水停止業務
- ⑨ 給・配水管等の技術的（給水装置の漏水、濁り水などを含む。）な不具合、事故等（以下「給・配水管等の不具合」という。）に関する初期対応
- ⑩ その他①から⑨に附帯する業務で、喜多方市水道事業が必要に応じ指示する業務

(4) 委託期間

委託期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとします。

(5) 準備期間

業務委託開始日までに準備期間を定めるものとし、当該期間に関する経費は、受託事業者の負担とします。

(6) 提案見積金額

提案見積金額は、本件委託業務全体の3年間に要する費用を積算して提出してください。提案見積金額は別に定める提案見積書に明記して提出してください。

提案見積書は3年間の総額（消費税及び地方消費税抜き）で記入してください。また、積算内訳書も同封してください。

(7) 契約保証金

免除

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者としします。

- (1) 令和元、2年度喜多方市工事等請負有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (4) 喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に定める措置期間中でないこと。または、措置期間を経過していること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (6) 過去に3年以上の公共料金徴収業務受託実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- (7) 常時雇用関係があり、かつ公共料金徴収業務について3年以上の実務経験を有する業務責任者を配置できる者であること。
- (8) 個人情報情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

3 実施方法

(1) 審査委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び最終受託候補者を選定するため、水道料金等収納業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し審査します。審査委員会は、参加事業者から提出された業務提案書等を審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最も評価が高い参加事業者を最終受託候補者として選定します。

(2) 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、以下の日程により実施します。

	内 容	実 施 日
1	参加募集の公告	令和元年10月15日（火）
2	参加申込書等の提出期間	令和元年10月15日（火） ～令和元年10月28日（月）
3	参加資格の審査	令和元年10月31日（木）
4	参加資格審査結果通知	令和元年11月5日（火）
5	提案書等の作成に必要な資料の閲覧期間	令和元年11月5日（火） ～令和元年11月15日（金）
6	業務提案書等の作成に係る質問書の提出期間 （質問書は、FAX のみでの受付とします。）	令和元年11月5日（火） ～令和元年11月15日（金）
7	業務提案書及び提案見積書の提出期間	令和元年11月5日（火） ～令和元年11月22日（金）

8	業務提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング	令和元年12月23日(月)(予定)
9	審査委員会による審査・最終受託候補者の選定	
10	最終受託候補者の決定	令和2年1月7日(金)(予定)
11	選定結果の通知	令和2年1月7日(火)(予定)
12	契約内容に関する詳細打合	令和2年1月14日(火)～
13	受託者研修	令和2年2月～
14	契約締結	令和2年3月～
15	業務開始	令和2年4月1日

※注意点

- ① 提出期間における受付時間は、いずれも午前8時30分から午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝日を除く)までとします。
- ② 書類等の提出方法及び連絡方法は、各項目所定の方法で行ってください。
- ③ 持参以外の方法で書類等を提出する場合は、事前に電話(0241-22-1561)で水道課業務係に連絡してください。

4 参加申込み手続き等

- (1) 参加申込書の配布は次のとおりとします。
喜多方市ホームページ(<http://www.city.kitakata.fukushima.jp/>)からダウンロード。
- (2) 参加申込みをされる事業者(以下「参加申込事業者」という。)は、プロポーザル方式参加申込書(第1号様式)に必要書類を添付の上、提出期間内に提出してください。
なお、参加申込事業者の参加資格を審査の上、プロポーザル方式参加要請書(第2号様式)又は、プロポーザル方式参加資格審査結果通知書(第3号様式)で通知します。
- (3) 添付書類
 - ① 会社概要関係書類
資本金、所在地、業務内容、社歴等が確認できるもの。
 - ② 財務状況関係書類
直近2か年の各会計年度における決算関係書類(貸借対照表及び損益計算書)。
 - ③ 労働条件関係書類
労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの。
 - ・ 就業規則
 - ・ 労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書
 - ④ 賠償保険加入状況
不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できるもの。
 - ・ 保険証書の写し等
 - ⑤ 類似業務受託実績表(第4号様式)

- ⑥ 類似業務受託実績を証する契約書の写し、又は実績を証明できる書類
- ⑦ 消費税及び地方消費税並びに市税に滞納がないことの証明書
- (4) 提出期間
参加申込書等の提出期間は、令和元年10月15日(火)から10月28日(月)の午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)とします。
- (5) 提出先
喜多方市水道課業務係
- (6) 提出方法
持参又は郵送とします。なお、郵送の場合は提出期間内必着とします。

5 資料の閲覧

資格審査の結果、プロポーザルへの参加要請を行った事業者(以下「参加事業者」という。)に対し、日時を指定し、業務提案書及び提案見積書(以下「提案書等」という。)の作成に必要な資料の閲覧を実施します。なお、指定日時以外の資料閲覧は認めないものとし、当日参加しなかった場合は、資料閲覧の必要がないものと判断します。

- (1) 実施日時
プロポーザル方式参加要請書に記載した日時
- (2) 参加人数
各参加事業者3名以内

6 提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザルの実施にかかる提案書等を作成の上、提出期限までに提出してください。

- (1) 提出期間
令和元年11月5日(火)から11月22日(金)の午前8時30分から午後5時15分(土曜日、日曜日を除く)までとします。
- (2) 提出場所
喜多方市建設部水道課業務係
- (3) 提出方法
提出方法は、当該事業者による持参を原則とします。持参以外の方法で書類等を提出する場合は、必ず喜多方市水道課業務係(0241-22-1561)に連絡してください。(電子媒体、ファクシミリでの提出は認めない。)
- (4) 提出部数
 - ① 業務提案書
正本1部、副本9部
 - ② 提案見積書(第5号様式) 1部

③ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（第6号様式） 1部

(5) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容については、以下の章立てに沿い、作成してください。

- ① 会社概要及び財務状況
- ② 受託実績
- ③ 業務体制及び業務執行計画
- ④ 地域貢献（地元経済・地元雇用）に対する考え方
- ⑤ 窓口受付業務に対する考え方
- ⑥ 収納業務・滞納整理業務に対する考え方
- ⑦ 入金整理及び口座振替業務に対する考え方
- ⑧ 検針・再調査業務に対する考え方
- ⑨ 開閉栓業務に対する考え方
- ⑩ 中止精算業務に対する考え方
- ⑪ 研修体制に対する考え方
- ⑫ 個人情報保護に対する考え方
- ⑬ 防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方
- ⑭ その他の業務提案

(6) 業務提案書の作成形態

- ① 業務提案書の表紙には業務提案書（第7号様式）を使用し、事業者名（正本にのみ記載すること。）、提出日付、業務提案書ごとの通し番号を記入の上、頁の最初に目次を付け、各頁に番号を記入し提出部数ごとに綴り提出してください。
- ② 業務提案書等の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成し、袋とじにして正本1部、副本9部を提出してください。
- ③ 電子記憶媒体での提出は認めません。

(7) 注意事項

業務提案書に事業者名は記載しないでください。また、業務提案書の内容に金額は記載しないでください。（事業者名は業務提案書正本の表紙にのみ記載してください。）

(8) 提案見積書

提案見積書には、各年度の積算内訳書を添付し、業務提案書とは別に厳重に封かんの上、1部提出してください。

(9) その他

配付した資料は、要返却。返却先は、提案書等の提出先に準ずることとします。

提案書等の作成に要する費用は参加事業者の負担とします。

提出された提案書等の返却は行なわないこととします。

7 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

- (1) 提案書等作成に係る質問がある場合は、プロポーザル方式参加に関する質問書（第8号様式）により質問内容をFAX（0241-25-7076）で提出してください。
- (2) 提出期間は、令和元年11月5日（火）から11月15日（金）の午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日を除く）までとします。
- (3) 質問に対する回答については、電話及び口頭による個別の対応は行なわないものとします。なお、すべての参加事業者に対し、すべての質問に対する回答を、電子メール（Microsoft Word）により行ないます。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等が提出された後、審査委員会は、参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施します。

- (1) 日時及び場所

プレゼンテーション参加要請書（第9号様式）により通知します。

- (2) 実施時間

プレゼンテーションは各事業者30分以内とします。プレゼンテーション終了後、ヒアリングを30分程度行います。

- (3) 実施方法

自由形式とします。希望する事業者は、電子機器を用いて行うことができます。

参加事業者が判明するものは除いてください。

プレゼンテーションで使用する機器のうちプロジェクタ及びスクリーン以外は、参加事業者において用意してください。（プロジェクタ及びスクリーンは水道課で準備します。）

- (4) 提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできません。

- (5) 出席人数は、業務提案書の内容を熟知している3名までとします。出席者の役職、氏名を業務提案書提出時に担当に届け出てください。

9 プロポーザルの審査方法等

- (1) プロポーザルの審査方法及び最終受託候補者の決定方法

審査委員会は、評価基準に基づき、それぞれの参加事業者の業務提案書の各項目につき評価及び採点を行い、評価基準総合点が最も高い者を最終受託候補者として選定します。

10 選定結果の通知

- (1) 最終受託候補者に決定した事業者には、プロポーザル方式選定結果通知書（第10号様式）を送付します。
- (2) 最終受託候補者に選定されなかった事業者には、プロポーザル方式非選定結果通知書（第11号様式）を送付します。

(3) 各審査において、審査の結果、選定されなかった事業者は、結果通知書到着後 15 日以内に限り、非選定結果について書面により説明を求められます。

提出方法は、持参、郵送又はファクシミリのみ受け付けます。(様式は問わない。)

ただし、当該事業者の合計評価点及び順位に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の事業者に関する説明要求は認めないものとします。

11 企画・提案に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を審査委員会が審査し、その取扱いについて決定します。当該参加事業者は、その瑕疵についてのヒアリングを行なう場合もあります。

その瑕疵が、重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合もあります。

12 各関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本件公募型プロポーザル方式の募集要領を遵守することを誓約するものとみなします。

参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととします。

13 問合せ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

(1) 担当（事務局）及び書類提出先

〒966-0094

福島県喜多方市字押切 1 丁目 99 番地

喜多方市建設部水道課業務係

(2) 電 話 : 0241-22-1561

(3) F A X : 0241-25-7076

(4) 電子メール : suidou@city.kitakata.fukushima.jp